

# 水循環政策における 再生可能エネルギーの導入促進について

内閣官房 水循環政策本部事務局  
令和3年5月24日



水循環ロゴマーク

# 水循環基本法の概要

## 目的(第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

## 定義(第2条)

### 1. 水循環

→水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

### 2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

## 基本理念(第3条)

### 1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

### 2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

### 3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

### 4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

### 5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務(第4～第7条)

○関係者相互の連携及び協力(第8条)

○施策の基本方針(第9条)

○水の日(8月1日)(第10条)

○法制上の措置等(第11条)

○年次報告(第12条)

## 水循環基本計画(第13条)

### 基本的施策(第14～21条)

- 1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 3. 流域連携の推進等
- 4. 健全な水循環に関する教育の推進等
- 5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 7. 科学技術の振興
- 8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 水循環政策本部(第22～31条)

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組 織	本部長	: 内閣総理大臣
	副本部長	: 内閣官房長官 水循環政策担当大臣
	本部長	: 全ての国務大臣
	本部員	: 全ての国務大臣

# 水循環基本計画の概要

## 水循環基本計画

- 水循環基本法に基づき、政府が水循環に関する基本的な計画として定めるもの。
- 改定前の水循環基本計画は、平成27年7月に閣議決定され、令和2年7月に5年を経過。
- 水循環基本法では「おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされている。

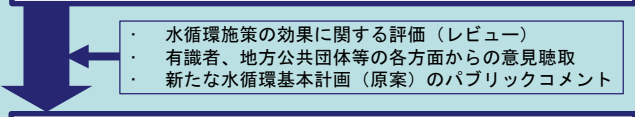
### 水循環基本法(抜粋)(平成26年7月1日施行)

**第13条** 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画(以下「水循環基本計画」という。)を定めなければならない。

**第13条 5** 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

### 水循環基本法 (平成26年4月2日公布、7月1日施行)

水循環基本計画(平成27年7月本部\*決定・閣議決定)



**新たな水循環基本計画**  
(令和2年6月本部\*決定・閣議決定)

おおむね5年ごとに見直し

\*水循環政策本部。内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣を副本部長、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣を本部員とする

## 水循環基本計画の見直しの基本的な考え方

### 令和から始まる「新・水戦略」

- 流域の様々な主体が連携・協力して、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を推進する**流域マネジメントの全国展開と質の向上**
- **気候変動の影響等による水災害の頻発・激甚化**、懸念される水災害リスクの増大に対応し、気候変動等のリスクに対応できる**安全・安心な社会の実現に向けて加速**
- **産学官民が連携**して、普及啓発、広報、教育及び人材育成に戦略的に取り組み、**健全な水循環を次世代に継承**
- 経験や教訓、優れた水分野の技術やノウハウを生かし、**世界の水問題の解決を我が国がリード**

## 新たな水循環基本計画で重点的に取り組む3本柱

① **流域マネジメントによる水循環イノベーション** ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

② **健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現** ～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

③ **次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承** ～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

# 水循環基本計画の構成

## 総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 本計画の位置付けと対象期間
- 3 水循環の目指すべき姿
- 4 水循環をめぐる現状と課題
- 5 本計画において重点的に取り組む主な内容
  - (1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション  
～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～
  - (2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現  
～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～
  - (3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承  
～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～
- 6 本計画の構成

## 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

## 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 - 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み -
  - (1) 流域の範囲
  - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
  - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
  - (4) 流域水循環計画の内容
  - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
  - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置

## 2 貯留・涵養機能の維持及び向上

- (1) 森林
- (2) 河川等
- (3) 農地
- (4) 都市

## 3 水の適正かつ有効な利用の促進等

- (1) 安定した水供給・排水の確保等
- (2) 災害への対応
- (3) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
- (4) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
- (5) 水の効率的な利用と有効利用
- (6) 水環境
- (7) 水循環と生態系
- (8) 水辺空間の保全、再生及び創出
- (9) 水文化の継承、再生及び創出

## (10) 地球温暖化への対応

## 4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

## 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

## 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応

に関する調査

## 7 科学技術の振興

## 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

## 9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流

## 第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

# 再生可能エネルギーの導入促進に係る施策(水循環基本計画より抜粋)

ページ	記述
p.53	水力発電は安定供給性に優れた重要な低炭素の国産エネルギー源であり、積極的な導入を推進するため、これまでも相当程度進めてきた大規模水力の開発に加え、現在、発電利用されていない既存ダム等への発電設備の設置など、既存ダム等についても関係者間で連携し有効利用を促進する。
p.54	河川の流水、農業用水、水道用水、下水を利用した小水力発電の導入を図るため、水利使用手続の円滑化、調査・設計の支援及び設置・運用コストの低減のための研究開発を推進する。
p.54	新技術の開発・普及等により消費電力を抑えた水処理などの下水処理における省エネルギー対策や雨水・再生水利用等の推進、下水汚泥等を用いたバイオガス発電や下水熱の地域冷暖房への活用など、下水汚泥、下水熱などの再生可能エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生を抑制する取組を推進する。また、資源の輸送時に排出される二酸化炭素の抑制が期待される下水汚泥の肥料としての再生利用を推進する。
p.54	水の移送等に伴うエネルギー消費の削減に向け、水道施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や、上流からの取水等による位置エネルギーの有効活用等を推進する。
p.54	農業水利施設における再生可能エネルギーの有効活用を進めるほか、農業集落排水施設から排出される処理水の農業用水としての再利用や汚泥の堆肥化等による農地還元を図るとともに、省エネルギー技術の開発、実証を行いその導入を促進する。



- 地球温暖化対策は、積極的に取り組むべき喫緊の課題であり、前述のとおり、令和2年6月に閣議決定された水循環基本計画においても、「地球温暖化への対応」として、
  - ・水力発電の積極的な導入推進
  - ・小水力発電の導入を図るための水利使用手続の円滑化等の再生可能エネルギーの導入促進に関する施策が位置付けられ、政府一体となって施策を推進しているところである。
- 「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す、さらに50%の高みに向けて挑戦する」、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」は政府の重要課題である。
- 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に関する施策は多岐に渡り、複数の省庁が密接に関係することから、速やかに関係省庁会議を開催し、趣旨を周知徹底するとともに、関係省庁の協力を得ながら、水力発電等に関する数値目標の設定や同目標達成に向けたロードマップの策定等に取り組む。
- さらに、水循環政策における再生可能エネルギーの重要性に関する国民の理解と関心を深めるため、シンポジウムの開催等による普及啓発活動に取り組む。